

# 大船渡市地域おこし協力隊 募集要項

## (一棟貸し宿泊業の開業・運営と旅行者との交流拠点づくり)

### 1 地域おこし協力隊員の受入事業者／募集する活動テーマ

合同会社元玲と共同で、一棟貸し宿泊業の開業・運営と旅行者との交流拠点づくりに取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

### 2 活動内容

#### 一棟貸し宿泊業の開業・運営と旅行者との交流拠点づくり

- (1) 既存の戸建住宅を宿泊施設に転換する際、セルフリフォームを行う。  
(外部委託が必要なリフォーム部分は、外部事業者が発注します。)
- (2) 宿泊業の立ち上げ・運営に関わる業務全般
- (3) 立ち飲み屋の立ち上げ・運営に関わる業務全般
- (4) 地域協力活動と大船渡市のPR

### 3 活動を通して期待される効果

- (1) 地元住民と旅行者の交流の場となる効果
- (2) 大船渡市民のシビックプライドの醸成

### 4 募集人数

1名

### 5 受入事業者が求める人物像

新規に立ち飲み屋併設の宿泊施設を開業し、軌道に乗せるまでの過程をともに楽しんでいただける方

- (1) セルフリフォーム経験（望ましい）
- (2) リフォーム業者での実務経験（望ましい）
- (3) リフォーム業者への発注経験（望ましい）
- (4) 宿泊業、飲食業での経験（望ましい）
- (5) OTA（Online Travel Agent）を利用した予約管理経験を歓迎
- (6) 地域への貢献意向、協調性（必須）
- (7) 動物アレルギーでない方（ペット同伴可の宿屋とするため）

### 6 応募資格

次の全ての要件を満たす20歳以上の方とします。

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当する方のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本市へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方
  - ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の都市地域等に現住所を有している方（※）
  - イ 他の市町村において地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ、

解嘱後 1 年以内)

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方又は委嘱日前日までに終了する方（JETプログラム参加者としての活動 2 年以上、かつ、JETプログラムを終了した日から 1 年以内）

※ 総務省ホームページ「地域おこし協力隊」内の地域要件確認表にて地域要件を確認できます。

- (2) 活動内容に興味があり、受入事業者や地域住民と協力して活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方又は着任までに取得することが可能である方（AT 限定可）
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了時に本市において就業又は起業し、定住する意欲のある方

## 7 申込受付期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）まで

※ 定員に達しない場合、申込受付期間を延長し、随時受付選考を行い、採用が決定次第、募集を終了します。

## 8 応募手続及び選考方法

(1) プレエントリー

(2) 説明会

プレエントリー後、オンラインツールを用いて、活動内容等について個別に御説明します。

(3) 本エントリー

1 次選考に向け、書類を提出していただきます。

(4) 1 次選考

応募書類等により、書類選考を行います。

(5) 2 次選考

1 次選考合格者を対象として、市内で対面にて面接を行います。

※ 1 次選考を通過した方を対象に、現地説明会の案内をします。旅費や滞在費を含む参加費用は自己負担としますが、先輩移住者に直接会って話がしたい、活動内容を実際に体験してみたい等の御希望に合わせ、市内を案内します。

なお、現地説明会の参加有無は選考に関係しませんので、そのまま 2 次選考に進んでいただくことも可能です。

## 9 雇用形態及び委嘱期間

(1) 合同会社元玲が雇用し、市長が地域おこし協力隊員に委嘱します。

(2) 委嘱期間は年度ごとに更新し、最長 3 年間とします。

## 10 賃金・賞与

月額 260,000 円（賞与年額 100,000 円／赴任月に支給）

※ 社会保険料等を控除します。

## 11 勤務時間等

### (1) 勤務時間

原則午前 9 時～午後 6 時（休憩時間 1 時間）

※フレックス制

### (2) 休日

週休 2 日

※労使相談、合意の上、長期休暇取得可能

## 12 勤務場所

盛町木町の戸建住宅（岩手県大船渡市盛町字木町12-5）

## 13 待遇・福利厚生等

(1) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入します。

(2) 家賃補助（月額50,000円を上限）

(3) ガソリン代補助（月額20,000円を上限）

(4) 車両借上代補助（月額20,000円を上限）

(5) 年次有給休暇は、合同会社元玲の規程によります。

(6) 本市に赴任する際の費用は、自己負担とします。

## 14 問合せ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地

大船渡市役所 企画政策部 企画調整課（担当 石橋、小山）

TEL 0192-27-3111／FAX 0192-26-4477